

津島市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業における指定事業者  
の指定等に関する要綱

平成28年10月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年津島市規則第49号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、法令に定めるもののほか、指定事業者（同条第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定および更新の申請)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5および6の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定（更新）申請書（様式第1）により行うものとする。

(指定事業者の指定および更新)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、法第115条の45の5および6の規定に基づき指定（更新）の適否を審査し、適当と認めるときは、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定（更新）通知書（様式第2）により、当該申請をした者に対し指定した旨を通知するものとする。

(指定の拒否)

第4条 市長は、前条の規定による指定をすることにより、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、同条の規定にかかわらず、当該指定をしないことができる。

- (1) 津島市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過するおそれがある場合
- (2) 市における法第115条の45第1項各号に掲げる地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがある場合

(指定に係る有効期間)

第5条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の7の市町村が定める期間は、6年とする。

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は、指定を受けた内容に変更があったときは、10日以内に介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定変更届出書（様式第3）により市長に届け出るものとする。

2 指定事業者は、指定に係る事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、その一月前までにその旨を介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定廃止・休止・再開届出書（様式第4）により市長に届け出るものとする。

(指定訪問・通所事業等に要する費用の額)

第7条 指定訪問・通所事業に要する費用の額は、別表に掲げるサービスの種類ごとに、対応する1単位の単価と単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その1円未満の端数を切り捨てる。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 市長は、第3条の規定による指定又は前条の規定による届出の受理をしたときは、当該指定又は届出の受理に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表し、及び愛知県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が適当と認める情報

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月31日から施行する。